

第二回 七月十三日及十四日。本部樓上、出席者及委任表決者の数は第一日七十名、第二日六十四名、主なる議題、映話「波荒き日」事件の報告及今後の対策、組合規律に関する件、組合人事に関する件の審議。

第三回 十月十七日。本部樓上、出席者及委任表決者四十二名、主なる議題、政治運動及失業反對運動交渉事項、支那産業關係事項等の報告、龜井副組合長の辭任其他人事に関する件、組合員失業調査に関する報告、第五回定期總會開期、場所、議題等の審議。

第四回 十二月十七日、本部樓上、出席者及委任表決者四十名、主なる議題、船員不在投票問題に関する陳情、芝浦出張新設、横濱支部宿所新設、本部用モーターボート新造、船員職業紹介問題対策、評議員會に於ける船内幹事の發言權等の審議。

第五回 大正十五年一月二十四日、出席者及委任表決者七十名、主なる議題、本部事務所用土地及建物、大阪海員ホーム建設用土地組合長購入寄附に関する報告、海員ホーム建設の対策、戸畑出張所用モーターボート新造、大阪川口出張所増設國際労働代表一行選出、組合規約改正案起草委員選定等の諸問題の審議。

第六回 三月二十四日、本部樓上、出席者及委任表決者五十六名、主なる議題、第五回定期總會に提出する組合規約改正案海上に於ける人生救助に関する陳情書、第八回及九回國際労働總會議題に對する組合の方針、航路標識の國際的統一に関する回答書、労働代表一行送別會及送別行進順序等の事項の審議及東洋郵船合併問題の報告。

第七回 四月二十三日、主なる議題、大正十五年度事業及會計報告、同年度大會議題及宣言案の審議、定期總會及大會の準備、ジャパアロウ號歡迎及東洋郵船合併問題其後の經過報告。

(四)茶 話 會

本部に於ては大正十四年四月五月は月一回其他の月は二回宛、支部、出張所は月一回又は必要ある毎に茶話會を開き、在陸及在船組合員多數集合し、時事問題、海事問題につき意見を交換する一方、組合と組合員間の意志の疏通を計りたり。

(五)大 震 火 災 紀 念 會

大正十二年九月一日關東地方に勃發したる大震火災を紀念し組合員の緊張を促すべく、本部は大正十四年九月二日本部樓上に於て、名古屋、戸畑、門司各出張所は九月一日各出張所に於て其紀念茶話會を開催した。

(六)組合規約改正案起草委員會

組合規約を改正すべき事は大正十四年四月二十四日開催されし第四回組合大會に於て決議され、同年十月十七日開催された第三回評議員會に於て、大正十五年二月末日迄に送附し來れる改正意見を基礎とし組合規約改正案を作成する事を決議し其旨一般組合員に通告したるが、大正十五年一月二十四日に開かれた第五回評議員會に於て十二名の起草委員會を選定したり。よつて同起草委員會は爾來數回に亘り委員總會及小委員會を開催し、慎重審議の結果組合規約改正案及役員選舉規則案を作成し、三月二十四日に開かれた第六回評議員會に上程し、二三の小修正ありたる後右委員會案は全部承認されたり。

(七)第五回定期總會案内

大正十五年度定期總會の開期、議場、議題及組合規約改正意見の提出については、大正十四年十月十七日開催の第三回評議員會に於て決議し、「海員」第四卷十一月號以下各號に於て一般組合員に對し其旨案内したり。